



**手続きに必要なもの**

- (1) 国保の保険証
- (2) 新しい保険証
- (3) 世帯主の印鑑

**こくほ**

保険料が年金から特別徴収された場合、確定申告時の社会保険料控除は年金受給者本人にのみ適用されます。

本人以外の口座で口座振替により納付した場合には、口座名義人の社会保険料控除として申告することで、所得税・住民税が減額となる場合があります。

Q. 会社勤めを始めたので新たに保険証ができるのですが、国保の保険証がまだ送られてきました。どうすればいいのですか？  
A. 資格の変更があった場合には、その都度届け出してください。放つておくと、保険料の二重払いになりますので、至急、市の窓口で手続きをしてください。

10月以降病院へ掛かる時は、新しい保険証を必ず提示してください。期限切れの保険証は保険年金回収しています（郵送可）。

現在お持ちの国民健康保険証の有効期限は「平成20年9月30日」です。  
新しい保険証（カード型で1人1枚）を9月下旬に郵送しますので、記載事項を確認してください。  
なお、保険料を滞納している世帯へは、郵送でなく納付相談後に窓口で直接お渡しする場合があります。

**10月は  
国民健康保険証の  
更新月です**

後期高齢者医療保険	国民健康保険	納付方法が変更できます
◎後期高齢者医療保険制度に加入する前は国民健康保険の世帯主で、過去2年間、保険料を滞納せずに納めていた人で、本人口座から口座振替ができる人	◎過去2年間、国民健康保険料を滞納せずに納めている人	●国民健康保険料・後期高齢者医療保険料を特別徴収（年金天引き）の方法で納めている人のうち、次の要件に当てはまる人は、申し出により納付方法を口座振替に変更できるようになりました。

**特別徴収から口座振替に変更できるようになりました**

問い合わせ先 保険年金課（市役所1階7番窓口） 32-2073

保険年金課（市役所1階7番窓口）

32-2071

- 国民健康保険の人
- 後期高齢者医療保険の人
- 口座振替登録する金融機関名、口座番号、名義人などが分かるもの（通帳など）
- 口座の届出印
- 認印

**手続きに必要なもの**

- 年金収入が180万円未満の被保険者で、住民票上の世帯主（本人を除く）または被保険者の配偶者名義の口座から口座振替ができる人
- ※どちらかに該当

希望する人は、保険年金課または各支所市民生活課で申し込んでください（要件の確認を行いますので、金融機関での手続きはできません）。

申し込んでから、3ヶ月後の月以降の年金から、特別徴収を中止することができます。

**手続きが必要です**

要件に該当し納付方法の変更を

希望する人は、保険年金課または各支所市民生活課で申し込んでください（要件の確認を行いますので、金融機関での手続きはできません）。

申し込んでから、3ヶ月後の月以降の年金から、特別徴収を中止することができます。

**手続きが必要です**

# 台風対策は万全ですか？

熱帯や亜熱帯の海上で発生した低気圧（熱帯低気圧）のうち、中心付近の最大風速が17.2m以上になったものを台風と呼びます。

## ◆台風の階級

		弱い台風	最大風速17.2m以上25m未満
強さ	並みの台風	最大風速25m以上33m未満	
	強い台風	最大風速33m以上44m未満	
	非常に強い台風	最大風速44m以上54m未満	
	猛烈な台風	最大風速54m以上	
		大型の台風	風速15m以上の半径が500km以上800km未満の台風
		超大型の台風	風速15m以上の半径が800km以上の台風

※風速=1秒間に風が進む距離

## ◆風・雨による被害想定

### 《風の吹き方》

平均風速	被害想定
10m以上 15m未満	樹木全体が揺れ、看板やトタン屋根が飛び始める
15m以上 20m未満	風に向かって歩けない
20m以上 25m未満	しっかりと体を確保しないと転倒する
25m以上 30m未満	立っていられず、ブロック塀が壊れる
30m以上	屋根が飛び、家が倒れることも

1時間雨量	被害想定
10mm以上 20mm未満	地面一面に水たまりができる
20mm以上 30mm未満	傘を差してもぬれる
30mm以上 50mm未満	道路が川のようになる
50mm以上 80mm未満	マンホールから水が噴き出し始める
80mm以上	大規模な災害の恐れが強くなる

**注意報**=災害が起こる可能性があるときに注意喚起のために発表される

**警報**=重大な災害が起こる可能性があるときに発表される

## 台風が来る前に

大切なのは日頃からの備えです。万が一のために十分な準備をしておきましょう。

- 家の各所を点検し、修理や補強をしておく（側溝、屋根、外壁、アンテナなど）
- 外に出してあるごみ箱や植木鉢などは固定するか、家の中に入れる
- 停電に備え、懐中電灯や携帯ラジオなどを決めた場所に置く。電池の確認も忘れずに
- 非常持ち出し品をそろえ、出しやすい場所に置く
- 最寄りの避難所や避難経路を確認しておく

## 台風が近づいて来たら

台風が接近中。台風の威力を感じるようになったら、警戒体制に入りましょう。

- 気象情報（降雨量、注意報、警報）、防災情報（避難準備、避難勧告、避難指示）
- 窓ガラスなどを補強し、雨戸やシャッターがあれば閉めておく
- むやみに外出しない（危険な行動はしない）
- 浸水の恐れのある時は、家財道具を移動させる
- 高齢者や子どもは安全な場所に早めに避難する

**災害発生や前兆を発見したら、ご連絡ください**

危機管理課 32-2042

災害対策本部 23-2130

消防署 31-1119

